

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジェール	中学校教室建設計画のための贈 与に関する日本国政府とニジェ ール共和国政府との間の交換公 文	中学校教室建設計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	1,223,000千円 H26.11.30まで	H25.11.19 ニアメで (同日)	日本側 井上進在ニジェー ール大使 ニジェール側 サニ・マ リア・ムサ外務・協力・ アフリカ統合・在外ニジ エール人大使付アフリカ 統合担当大臣	H25.12.5 360号
ニジェール	貧困農民支援に関する日本国政 府とニジェール共和国政府との 間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄 与するために必要な生産物及び役務の購入	380,000千円 H26.11.30まで	H25.11.19 ニアメで (同日)	日本側 井上進在ニジェー ール大使 ニジェール側 サニ・マ リア・ムサ外務・協力・ アフリカ統合・在外ニジ エール人大使付アフリカ 統合担当大臣	H25.12.5 361号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。